



# 社会福祉法人川崎愛児園

## 令和7年度 事業計画

児 童 養 護 施 設  
地域小規模児童養護施設  
地域小規模児童養護施設  
地域小規模児童養護施設  
川崎児童自立援助ホーム  
川崎児童自立援助ホーム  
まぎぬ児童家庭支援センター  
児 童 養 護 施 設  
地域小規模児童養護施設  
地域小規模児童養護施設  
はくさん児童家庭支援センター

川崎愛児園  
野川すみれホーム  
生田あやめホーム  
東有馬叶芽ホーム  
大志  
こもれび

白山愛児園  
結  
紬

---

---

# 目次

I	社会福祉法人川崎愛児園事業計画	1
II	法人の取り組み	2
	法人組織運営	2
	各事業所の安定的な運営と財務基盤の強化	2
	事業運営の透明性	3
	人材の獲得・育成及び定着に向けた取り組み	3
	職場の処遇改善及び職場環境の整備	4
	ヒヤリハット・事故	4
	苦情解決	4
	権利擁護	5
	事業継続体制の整備	5
	SDGsに関する取り組み	6
III	家庭支援に関する取り組みの推進	7
	相談支援	7
	ショートステイ・デイステイ・レスパイトケア	8
	居場所づくり	8
	入所支援	9
	里親支援の充実・強化	10
	関係機関との連携	11
	地域の福祉活動拠点としての取り組み	11
IV	事業所事業計画	13
	児童養護施設 川崎愛児園	13
	地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム	15
	地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム	17
	地域小規模児童養護施設 東有馬叶芽ホーム	19
	川崎児童自立援助ホーム 大志	21
	川崎児童自立援助ホーム こもれび	23
	まぎぬ児童家庭支援センター	25
	児童養護施設 白山愛児園	27
	地域小規模児童養護施設 結	29
	地域小規模児童養護施設 紬	31
	はくさん児童家庭支援センター	32

【法人ロゴマークの意味】



「K」「A」の組み合わせに、簡略化した「千鳥（縁起の良い和模様の一つ）」を入れたデザイン。  
語呂合わせで「千鳥＝千取り→千の福を取る」ということから、千鳥は「目標達成」や「たくさんの幸せがやってきますように」という意味を持ちます。

## 法人の基本理念

当法人は、命の尊さを大切にし、愛情をもって社会福祉事業を効果的かつ適正に行い、地域社会への貢献に努めます。また、地域社会の中で「将来を担う子どもたちへ」の質の高い養育及び子育て支援を目指します。

- 「命を大切にする心」
- 「地域の中での養育と子育て支援」
- 「健全な経営」

## 施設の基本方針

児童一人ひとりが命を大切にする心を持ち、心身ともに健康で調和のとれた人間として成長し、健全な社会人として自立した社会生活が営めるよう支援します。また、施設機能の専門性を活かし地域社会に協力します。

1. 一人ひとりの心身の成長に努めます
2. 一人ひとりの尊厳を維持し人権を擁護します
3. 一人ひとりの幸福のために支援します
4. 自立した社会生活が営めるよう支援します
5. 施設の専門的役割を果たします

## 養護目標

社会的養護を必要とする入所児童に対しての基本目標は次の通りです。

- (1) あいさつの正しくできる人に
- (2) 健康な心と体をもてる人に
- (3) 人に好かれ社会の役立つ人に
- (4) 感謝の気持ちをもてる人に
- (5) 人との調和がとれる人に
- (6) 思いやりのある人に
- (7) 基本的な生活や自立した生活ができる人に

# I 社会福祉法人川崎愛児園事業計画

子ども達が権利の主体として、誰一人取り残されず愛され守られ健やかに成長できるよう各種事業を推進するとともに、地域における多様な福祉課題に対して主体的に取り組むことで「地域における福祉の発展と向上」に努めます。また、公共性・公益性の下、事業の安定を図り、さらに信頼される法人運営を目指します。

## 【新規事業】

川崎市の「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」及び法人の「家庭的養護推進計画」に基づき、川崎愛児園・白山愛児園の各拠点事業所において、新たに「分園型小規模グループケア」を実施します。施設養育の小規模かつ地域分散化を推進することに加え、本体施設の空いたスペースを活用して施設の「高機能化・多機能化」を図ります。加えて新たに開設する「宮前平駅前事務所」を活用しながら入口支援・入所支援・出口支援までの連続・継続した支援を地域の関係機関と協働のもと実施する「家庭支援拠点事業」を推進・強化することで、児童虐待や社会的養育等、児童支援全体のフィールドを見据えた家庭支援を実践していきます。

## 【法人組織体制の強化】

事業拡大に伴い法人組織・事務局・事業所単位のカバナンス強化が求められることから、情報の共有、責任の明確化、権限に基づいた業務執行を行うとともに、法令順守、内部規定に沿った運営を行う他、今後の組織体制見直しを見据えた検討にも着手します。また、適正に処理、運営されているかの自主点検を施設長はじめ内部執行理事にて定期的実施していき組織の強化、維持に努めます。

## 【施設養育支援】

施設養育においては養育支援、自立支援、家族調整、発達課題の対応支援を基本に事業を推進していきます。加えて子どもの意見表明及び意見形成の機会を日々の生活の中で保障することで「子どもの権利が主体となった養育」の更なる充実を目指します。また、施設内の専門職と地域の関係機関が連携しながら入所児童の保護者及び家庭全体を支援することで家族再統合に向けた取り組みについても強化を図ります。

## 【地域養育支援】

児童家庭支援センター及び入所施設の専門職を中心に要保護児童・要支援家庭へアウトリーチ型の支援を展開します。その実施においては各家庭に混在する複合的な福祉課題に対応できるよう、高齢や障害分野を含めた関係機関とのネットワーク構築のもと取り組みます。併せて子育て短期利用事業、居場所作り事業、地域向けの子育てイベント企画等の各種取り組みを通じて地域の福祉ニーズに対して主体的に対応していきます。

## 【人材育成】

人材の育成については、養育実践を通してのOJT、法人階層別研修、外部講師を招いての園内研修、自分が所属する部署以外の業務を行う他部署研修、他施設との交流研修を実施します。年間研修計画に基づき、職員の自己研鑽の環境を整えることで、専門性の向上及び職員資質向上に努めます。併せて養育・支援には常に困難が伴うため、職場内でのスーパービジョン体制の強化及び産業医と連携したメンタルヘルスにも力を入れていきます。

## Ⅱ 法人の取り組み

### 1 法人組織運営

- (1) 理事会及び評議員会の開催
  - ① 令和7年6月（決算、事業報告）
  - ② 令和7年12月（中間報告）
  - ③ 令和8年3月（予算・事業計画）
  - ④ その他必要に応じて開催
  
- (2) 監事監査の実施  
令和7年5月実施予定
  
- (3) 法人組織体制の強化
  - ① 施設連携会議を毎月開催
  - ② 被措置児童等虐待防止会議の毎月開催
  - ③ 権利擁護虐待防止委員・第三者委員の機能を再整備
  - ④ 部課長制の導入検討
  
- (4) 規程の改訂
  - ① 法人組織規程・各事業所運営規程
  - ② 権利擁護虐待防止規程・苦情解決システム規程
  - ③ 諸規程の改訂
  
- (5) 令和8年分園型グループホーム新設(2カ所予定)と野川すみれホームの移転に関する準備
  - ① 準備室の立ち上げ
  - ② 物件の選定・入所児童の調整・物品購入等
  - ③ 多機能化・高機能化の効果及び課題に関する検証
  - ④ 分園型グループホーム設置の効果及び課題に関する検証
  - ⑤ 人材の獲得・育成
  - ⑥ 野川すみれホームについては物件の老朽化及び構造上の課題があり移転を計画

### 2 各事業所の安定的な運営と財務基盤の強化

- (1) 各事業所の運営状況の把握と財務・会計管理
  
- (2) 適正な職員配置（国基準職員・川崎市加配職員）別紙参照
  
- (3) コスト意識の醸成

### 3 事業運営の透明性

#### (1) ホームページによる情報公開

財務諸表・現況報告・役員報酬基準・事業計画・報告等の内容を公開

#### (2) 広報誌の作成及び情報発信

#### (3) 法人・各事業所パンフレットの更新

### 4 人材の獲得・育成及び定着に向けた取り組み

#### (1) 人材の獲得

- ① 養成校との連携強化（授業協力・実習・インターンの積極的な受け入れ・連絡会催）
- ② 見学会の開催
- ③ ホームページによる積極的な情報発信
- ④ 求人広報サイト（マイナビ）の活用
- ⑤ 適正検査の導入・実施

#### (2) 人材の育成・定着

- ① 職員階層別研修（新任・中堅・指導）  
各階層で計3回の研修を実施し、職員の計画的なスキルアップを計画
- ② 個人計画シートの作成  
5月に全職員がシートを作成。10月に中間評価、3月に総合評価を実施。作成時と総合評価の際には施設長との面談を実施。
- ③ 個人計画シートの見直し  
計画の達成度をより具体的に把握できるようシートの見直しを実施
- ④ 人材育成チェックリストを活用したOJT研修を毎月実施
- ⑤ 新任職員に対するチューター制度の実施
- ⑥ 法人内他部署研修  
各事業所への研修を計50回予定。研修を通して新たな知識や取り組みを学び、自らの事業所に還元することで法人全体の育成強化を図ります。中でも地域支援に関する取り組みについては担当以外の職員にもその重要性を理解し、法人全体で取り組む意識の醸成を図ります。
- ⑦ 個々の研修ニーズに合わせた外部研修への参加
- ⑧ 「被措置児童等虐待防止に関連した研修」
  - ア 権利擁護虐待防止委員、第三者委員による研修
  - イ 関連法案・ガイドライン・法人規程の周知徹底を図る研修
  - ウ 困難な事案発生時における報告・連絡・相談の重要性についての研修
  - エ 子どもの権利擁護・意見表明に関する研修
  - オ 養育者としての職業倫理を醸成、向上するための研修

## 5 職場の処遇改善及び職場環境の整備

### (1) 職員健康管理の推進

- ① 6月にストレスチェックを実施し、結果や要望に応じて産業医や心理士による職員の個別面談の実施
- ② メンタルヘルスに関する勉強会の開催

### (2) 衛生委員会による職場環境の整備

毎月委員会を開催し、職場環境の整備に関する目標設定とそれに準じる取り組みを検討・実施

## 6 ヒヤリハット・事故

### (1) 傾向と対策の検討

事故・インシデント対策会議を毎月実施、傾向と対策を分析し予防的な取り組みを検討

### (2) ヒヤリハット・事故対応に関する研修の実施

過去の発生事例と要因・対策を共有することで危機意識を強化

### (3) 発生状況と傾向・対策を理事会・評議員会・第三者委員会に定時報告

## 7 苦情解決

### (1) 苦情解決の仕組み見直し

- ① 苦情の相談ツールの見直し  
メールでの相談や通報システムの再整備（SOSを出しやすいシステム作り）
- ② フローチャートの見直し  
事案に応じた行政機関や第三者委員会への報告ルートについて再整備

### (2) 苦情解決の仕組み周知

子ども・職員・関係者へフローチャートや第三者委員の役割について説明及びその内容を書面として掲示

### (3) 外部の苦情受付機関との連携

かながわこどもサポートや人権オンブズパーソンとの連絡会・勉強会に参加

### (4) 苦情対応に関する勉強会の実施

苦情対応に関する園内研修の企画・開催

## 8 権利擁護

### (1) 子どもの意見表明の機会の保障

- ① 子ども集会の開催  
年間12回開催。子ども立案の行事企画や生活ルールの見直しを検討
- ② 意見箱の活用  
各事業所にそれぞれの意見箱を設置し、子ども達が投稿する形で活用

### (2) 職員の権利擁護に対する意識強化

- ① 「被措置児童等虐待防止ガイドライン」と法人で定めている「権利擁護虐待防止規定」の周知徹底を図る研修会の開催
- ② 人権擁護チェックリストを年3回実施
- ③ 「子どもの主体性を育む支援」「不適切な関り防止」「子どもの権利を尊重した関り」をテーマとした職員による意見交換会を支援会議内で毎月実施

### (3) 権利擁護虐待防止委員との連携

- ① 年3回の委員会の開催
- ② 委員の子ども集会や施設行事への参加
- ③ 委員による職員との面談実施
- ④ 委員による子どもへの講和の企画・実施（子どもと委員の関係性を更に強化）

### (4) 子どもが権利を知る機会の更なる充実

- ① 子どもが権利を学ぶ勉強会の開催
- ② 生活支援を通して子ども自身が権利を学び理解する機会を保障

### (5) 人権擁護研修への職員参加

全職員を対象とした権利意識に対するアンケートを7月に実施し、その結果を各種取り組みに反映

## 9 事業継続体制の整備

### (1) 災害を想定した訓練の強化

毎月の避難・消防訓練に加え、炊き出し訓練や職員の緊急招集に関する訓練を実施

### (2) 建物・設備の安全対策

各事業所に修繕計画を作成し実施

### (3) 他の地域施設との防災に関する連携強化

### (4) 年一回事業所ごとに災害用備蓄食品の入れ替えと備品の点検を実施

## 10 SDGsに関する取り組み

当法人の活動はSDGsの「誰一人取り残さない」という基本理念と全て合致しています。多様性と包摂性のある社会の実現に向け、子ども達が主体となって未来を作っていくよう以下の取り組みを実施します。

- ① 児童養護施設の運営を通して子どもやその家族を支援し、家族再統合及び自立に繋げていきます。支援にあたっては地域と協同しながら取り組みます。
- ② ひとり親家庭や貧困等の福祉課題を抱える家庭に対し、「居場所づくり事業」を通して学習支援や食事の提供、育児に関する相談支援を実施します。併せて、川崎市社協 SOS 事業（生活困難者対応）に参加し、食料支援品の備蓄拠点（フードパントリー）として協力します。
- ③ 自立援助ホーム「こもれび」の機能を活用して、退所者（概ね30代までを対象）に対して生活及び就労等のサポートをする「青年期支援事業」を実施します。
- ④ 多様な福祉ニーズを抱えた地域の家庭が孤立しないよう、「子育てサロン」や「親子広場」「子育てに関する研修・講話」等を実施し虐待の予防に努めます。
- ⑤ 当法人の活動を通して福祉課題を抱えた方同士が出会い、互いに支え合う「ピアサポート関係」の構築に努めます。
- ⑥ 震災等の発生で被災者支援が必要な際には積極的に職員を派遣する等、社会福法人として社会全体に貢献していきます。
- ⑦ その他、SDGsの掲げる目標に則した活動を随時実施していきます。

### Ⅲ 家庭支援に関する取り組みの推進

入口支援・入所支援・出口支援までの連続・継続した支援を地域の関係機関と協働のもと実施する「家庭支援拠点事業」を推進することで、児童虐待や社会的養育等、児童支援全体のフィールドを見据えた家庭支援を実践します。併せて、その実施においては各種取り組みが効果的に機能するよう、下記の通り実施体制の強化を図ります。

#### (1) 宮前平駅前事務所の開設

地域支援・家庭支援拠点事業の新たな拠点として活用

#### (2) 分園型ホーム設置に伴い空いた本体施設スペースの有効活用

本体施設における地域支援・家庭支援拠点事業の新たな実施スペースとして活用  
(本体施設の高機能化・多機能化)

#### (3) 地域支援・家庭支援拠点事業の拡充に向けた職員体制強化

- ① 新たに地域支援・家族支援拠点事業を担うファミリーソーシャルワーカーや家庭支援に関するスーパーバイザーを配置
- ② 児童家庭支援センターや各専門職等、地域支援・家族支援拠点事業を担う職員間の連携強化

「家庭支援拠点事業」の実施内容は以下の通りです。

#### 1 相談支援

児童家庭支援センター（2カ所運営）及び入所施設の各専門職を中心にアウトリーチ型の予防的な相談支援を実施することで入口支援の強化を図る他、入所児童の家族再統合に向けた相談支援も強化していきます。

相談を通じて把握した福祉課題については必要に応じて他の福祉サービスにつなげることで各家庭への支援拡充を図ります。

#### (1) 地域の子育て相談支援

- ① 福祉課題を抱える家庭の保護者・子どもへの相談支援
- ② 家庭支援を行う関係機関及び地域住民への相談支援
- ③ 子育て短期利用事業や居場所づくり事業等、他の福祉サービス利用につなげる相談支援
- ④ その他、地域の子育てに関する相談支援
- ⑤ 児童相談所からの指導委託を積極的に受託

#### (2) 入所児童の家族再統合に向けた相談支援

- ① 保護者の子育てに関する相談支援
- ② 保護者やその家庭が抱える福祉課題に対しての相談支援
- ③ 保護者を支援する関係機関への相談支援

- ④ 新たな福祉サービスにつなげる相談支援
- ⑤ その他、家族再統合に関する相談支援

## 2 ショートステイ・デイスティ・レスパイトケア

保護者の育児疲れや疾病等の理由で家庭での養育が一時的に困難になった際に、子どもを短期間預かることでレスパイトケアにつなげます。

受け入れ時には保護者への相談支援も並行して実施することで、育児不安の解消や養育に関する知識・技術の提供等を行います。

### (1) 福祉ニーズに応じてショートステイ、デイスティ、レスパイトケアを実施

- ① 増加する利用ニーズに対応できるよう職員体制の強化
- ② 医療的ケア時の受け入れについて検討
- ③ 分園型ホーム設置で空いたスペースを活用することで、受け入れの枠を拡充
- ④ 利用家庭の支援会議を毎月開催し保護者・子ども双方の支援について検討

### (2) 他の実施機関との連携

川崎市内の他のショートステイ、デイスティ、レスパイトケア実施機関と連携し、意見交換や互いの施設の見学、現場研修等を実施

## 3 居場所づくり

子育てに課題を抱えながら暮らす家庭が地域で孤立することのないよう、居場所づくり事業を通して子ども、保護者双方を支援します。

子ども支援においては居場所内の活動を通して多様な学びや体験活動を提供する他、子どもが安心して「居たい」「行きたい」「やってみたい」と思える環境を構築します。

保護者支援においては送り迎えやイベントの機会を活用して関係構築を図り、必要に応じて相談支援及び他の福祉サービスの情報提供につなげていきます。

### (1) 川崎市学習支援・居場所づくり事業「すえっ子広場」

- ① 久末地区の市営住宅集会所を利用し、職員・ボランティアを配置して活動
  - ア 生活保護世帯やひとり親世帯などの生活困窮家庭の子ども（小学3年生～中学3年生）に、学習支援や余暇活動を実施
  - イ 週2回（火・木）小中学生がそれぞれ10名ずつ参加予定
- ② 地域住民（ボランティア）や近隣の高齢者施設（社会福祉法人緑成会）との協働
- ③ 生活の学び・体験活動の充実
- ④ 学校との密な連携（広報及び利用児童の支援相談）
- ⑤ 高校進学後の必要に応じた継続支援

## (2) 居場所づくり事業「あいあい」

- ① 川崎愛児園の地域交流スペースで地域の小学生を対象に学習・余暇・食事の支援を実施
- ② 地域住民（ボランティア）との協働
- ③ 保護者支援を目的とした親子イベントの企画・実施
- ④ 生活の学び・体験活動の充実
- ⑤ 学校との密な連携（広報及び利用児童の支援相談）

## 4 入所支援

虐待や養育困難等の理由で家庭で暮らすことのできない子どもには社会的養護の基本理念及び原理のもと、入所施設機能を用いての養育支援・自立支援・発達課題への支援・家族再統合に向けた親子支援を実施します。併せて、家庭や里親のもとで暮らす子どもの緊急的な短期入所についても受け入れていきます。

### (1) 児童養護施設

- ① ユニット型の本体施設2カ所及び小規模型GH7カ所を運営
- ② 小規模形態における個別的養育を通じたアドミッションケア・インケア・リービングケア
- ③ 施設退所児への継続的なアフターケア
- ④ 家族再統合に向けた親子関係構築に関する取り組み
- ⑤ 一時保護、ショート・デイ、レスパイトの受け入れ

### (2) 児童自立援助ホーム

- ① 川崎市内で唯一となる2カ所を運営
- ② 15歳以上の子どもに対する居住支援・生活支援・就労支援等
- ③ 家族再統合に向けた親子関係構築に関する取り組み
- ④ 制度に該当しない青年期においても生活の立て直し等、必要に応じて支援する「青年期自立支援事業を実施

## 5 里親支援の充実・強化

フォスタリング機関・里親会との連携強化、及び各機関の長所を生かした協働支援を下記の通り実施することで市内全体における里親支援の拡充に貢献していきます。

### (1) 里親等委託推進業務

- ① 自立支援計画・アセスメントの策定
- ② マッチング支援 等

### (2) 里親等養育支援

- ① レスパイトのニーズ把握及び受け入れ調整
- ② 養育相談、訪問支援
- ③ 里親支援に関するネットワーク作り 等

### (3) 里親研修トレーニング研修

- ① 認定前里親研修・実習
- ② 未委託里親研修・実習
- ③ 委託里親研修
- ④ 自立支援研修 等

### (4) 里親等委託児童自立支援業務

- ① 委託解除前の自立支援
- ② 委託解除後の継続支援 等

### (5) 里親制度等普及促進・リクルート業務

- ① 広報・啓発
- ② 制度説明
- ③ 見学受け入れ
- ④ 講義、講話 等

## 6 関係機関との連携

各種取り組みの拡充に向けては「家庭支援拠点の枠組みに基づく地域ネットワークの構築及び関係機関との連携強化が不可欠である」という認識のもと下記の取り組みを実施していきます。

### (1) 地域ネットワークの構築に向けた取り組み

- ① 宮前平駅前事務所での地域の家庭支援機関との定期的な事例検討会の開催
- ② 家庭支援、地域包括ケアシステムの概念に基づいた地域の家庭支援機関とのネットワーク構築・連携強化

### (2) 児童相談所・行政機関との連携強化

- ① 児童相談所・行政機関とは定期連絡会を年4回実施し連携の在り方を協議
- ② 「児童福祉施設等における事故等の取扱要領」に則り、所管児童相談所との情報共有を積極的に図る
- ③ 事故等の重大事案が発生した際には速やかな報告の徹底及びその後の対応について協議

### (3) 教育機関・医療機関との連携強化

- ① 教育機関との定期連絡会を年4回開催
- ② 医療機関とは必要に応じて個別のケース会議を開催する他、医療をテーマとした園内研修の講師を依頼予定

### (4) 地域の福祉ニーズ調査や地域貢献事業の発展を目指し、地区・区・市の社会福祉協議会との連携強化

- ① 地域向けの研修会やイベントについて協働のもと企画・実施
- ② 川崎市社協 SOS 事業（生活困難者対応）への参加（フードパントリーとして協力）
- ③ その他の地域活動に関する連携

### (5) 事業に関連するその他の機関との連携強化

## 7 地域の福祉活動拠点としての取り組み

### (1) 地域協議会の実施

年2回の協議会を実施し、地域の福祉ニーズ確認や支援に関する意見交換を実施

### (2) 地域交流室の活用

- ① 関係機関や地域の方に貸し出し
- ② ペアレントトレーニングや子どもの発達に関する講座等のイベントを地域向けに定期的開催

(3) ボランティアの活動支援・育成

- ① ボランティア参画のもと各種事業の推進を図ることで、世代間交流を通しての子ども  
多様な価値観を醸成
- ② ボランティア協議会を年 3 回開催、意見交換や勉強会を開催することでボランティア活動  
の支援及び育成を図る

## IV 事業所事業計画

### 1 児童養護施設 川崎愛児園

川崎愛児園家庭的養護推進計画に基づき、今年度より野川つくしホームを分園型ホームへと機能転換して運営します。併せて更なる本体施設の高機能・多機能化を推進できるよう、令和8年度にもう1カ所分園型ホームを開所できるよう準備を進めていきます。

発達障害を抱える子どもや高学齢児の入所が増え続ける現状において、施設全体としての養育における力が問われています。従来の課題抽出型の養育支援ではなく、子ども一人ひとりの持つ強みや可能性に着眼し、その個性を伸ばせるよう支援を実践することで、子ども自身が自らの未来へ希望を持ち、「どう生きたいか」を主体的に考えていけるよう導いていきます。加えて職員、子ども双方に権利意識向上に関する取り組みを実施することで人材育成の強化及び「子どもの権利を主体とした養育」の更なる充実に努めます。

#### (1) 川崎愛児園

##### 重点項目

##### ① 養育支援の更なる充実

- ア 学習支援の強化を図り、基礎学力と学習習慣の獲得及び、自己肯定感の向上に繋がります。支援にあたるボランティアスタッフの確保と育成にも力を入れます。
- イ 子どもが意見表明や意思決定できる機会を生活の中で更に充実させます。園全体で実施する子ども集会に加えてユニット単位の子どもの会議を毎月実施するほか、日々の声掛けにもその姿勢を反映させることで子どもの主体性を育めるよう支援します。
- ウ 子どもが自らの未来を描きながら過ごせるよう、職場体験や大学見学、卒園生からの講話等を計画・実施します。
- エ 養育において項目ごとに目指すべき姿を示した「児童指導別項目内容」の見直しを更に進めます。国の示す「児童養護施設の運営指針」及び川崎愛児園の築いてきた養育文化を継承し、子ども達の支援に絶え間なく還元できるよう完成を目指します。
- オ 子どもが権利を知る機会について、勉強会等を企画することで更に充実させます。

##### ② 人材育成

- ア 現場支援の中核を担う中堅職員の育成強化を重点課題として位置づけます。実践と理論の融合及び更なる法人組織人としての成長を目的とした階層別研修を2回実施します。
- イ 養育技術の向上を主とした園内研修の企画に力を入れます。外部講師による事例検討研修を6回、養育における具体的な関わりを検討するロールプレイ研修を5回実施します。また対応が難しいケースを毎月選定し、支援内容を掘り下げていく個別支援検討会議を10回実施します。
- ウ 新任職員に対しては個々にチューター職員を配置し、メンタルサポートを含めた育成担当を担います。
- エ 全職員対象に個別計画シートを作成し中間評価と年度評価を実施します。

オ 法人の掲げる「被措置児童等虐待ゼロ宣言」に準じて職員一人ひとりの権利意識強化に取り組めます。

## (2) 分園型ホーム 野川つくしホーム

### 重点項目

#### ① 生活支援

- ア 子ども達と話し合いが出来る様、月1回のホーム会議の実施します。
- イ 日々の生活の中で子ども達と個別に話せる時間を作りコミュニケーションを取っていきます。
- ウ 安心安全チェックを活用し、子ども達の状況を把握し、支援をしていきます。

#### ② 学習支援

- ア 個々の能力に応じて、学習ドリルや通塾を活用し学習の底上げを図ります。
- イ 学校と連携をして、個々の学習状況の把握に努めます。
- ウ 年齢や理解度に応じて、児相と連携を図り性教育を実施します。

#### ③ 自立支援

- ア 基本的な生活習慣を身に付け、日々出来る事を増やしていけるよう努めます。
- イ 自立に向けて必要な知識等を生活の中で教えて行けるよう努めます。

### 地域における取り組み

#### ① 学校や児童相談所等の各関係機関との連携強化

- ア 日々のやり取りで子どもの情報共有をしていきます。
- イ 定期的なカンファレンスを実施して、子どもへの支援を話し合っていきます。

#### ② 学校行事や地域活動への参加

- ア 学校行事やPTA活動に積極的に参加をします。
- イ 地域の方々への挨拶や清掃活動へ子ども達も含めて参加をします。

#### ③ 各連絡協議会への参加と情報の収集

- ア 地域の連絡協議会へ参加をします。
- イ 児童母子協議会へ参加をします。

## 2 地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム

ここ数年は高年齢児が多く生活していましたが、今年度の始まりは小中学生中心の生活となります。改めて、自立・自律に向け日常生活の中で必要な力を身に付けられるよう、個々に応じた生活スキル向上を子どもと一緒に考えながら取り組んでいくと同時に、地域の中で適切な養育環境のもと、子ども達が安心安全に生活出来るよう、学校や関係機関や地域の方々と連携を行いながら家庭的で温かみを持った関わりを行っていきたいと思います。

また、将来に夢や希望を抱けるよう子どもの思いを形にできる環境を子ども達と一緒に考え作っていきたいと思います。その中で子ども達がお互いを尊重し合える関係を作るために、優しく思いやりある心を育ていけるように支援していきます。

### 重点項目

- ① 個別ケアの強化、優しさ、思いやりのある心を育てる支援
  - ア 意図的に個別の時間を作り、子どもとの関係性を深めていきます。
  - イ 多様性を認め、お互いを尊重し合える関係性を築けるよう、大人が規範となり相互理解を大切としたコミュニケーションを取れるよう支援していきます。
  - ウ 日々の会話や安心安全チェックリストを通して、子ども達の変化を把握し安心した生活を送れるよう必要な支援を行っていきます。
  
- ② 自立に向けて個々に合わせた生活力向上の為の支援
  - ア 生活していく上で必要な知識や技術を身に付けられるよう、調理や買い物清掃等を一緒に取り組み、子ども達の生活力向上に努めます。
  - イ 自立支援拠点事業の機関を活用し、自立に向けた講話やプログラム、職場体験などに積極的に参加します。
  - ウ 適切な金銭感覚が持てるよう、生活の中でお金の仕組みやたい大切さを伝え、実際に使う事や貯金する事を通して一緒に考える機会を増やしていきます。
  
- ③ 学習支援強化、個々に合わせた性教育
  - ア 一緒に宿題やテスト前の勉強を取り組み、学習状況を把握しながら個々に合わせた学習方法を子どもと一緒に考え、学習ボランティアや塾の利用、自宅学習の強化をしながら学習に前向きに取り組める支援を行っていきます。
  - イ 興味のある事、将来の方向性を一緒に考え取り組み必要な情報収集や環境を整え安心して進路選択ができるよう支援していきます。
  - ウ 個々の性に対する興味関心や知識を把握し、正しい知識を持てるよう個々に合わせた日々の中での性教育、必要な場面で関係機関と連携した性教育を行っていきます。

## 地域における取り組み

- ① 地域行事や清掃活動の参加、地域と近隣住民との良好な関係作り
  - ア 職員、子ども共に地域の方に挨拶をしっかりと行い、地域住民の方と積極的に交流を行っていきます。
  - イ 地域の資源ごみ回収場所として協力します。
  - ウ 地域の連絡協議会の参加、地域の催しや手伝いへの参加を子どもと共に行っていきます。
  
- ② 各学校、関係機関との積極的な連携強化
  - ア PTA活動で行われる行事、学校行事の手伝い、通学路の見守り隊に積極的に参加します。
  - イ 各学校と密に連絡を取り合い、児童状況の把握と情報共有を行います。必要に応じて児童相談所ケースワーカー立ち合いのもと、もと、カンファレンスを行っていきます。
  - ウ 学校行事、保護者懇談会、部活動の応援などに積極的に参加し、教員や他児の保護者との関係性を構築していきます。
  
- ③ 各連絡協議会への参加と情報の収集
  - ア 地域の連絡協議会の話し合いや活動に参加します。
  - イ 児童・母子福祉施設協議会の話し合いや活動に参加します。

### 3 地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム

新たな人間関係や環境の変化に戸惑い揺れ動く心に寄り添いながら、甘えを受け止めるだけでなく、成長していく上で必要な事を身に付けられるよう支援していきます。子ども一人ひとりが大切にされていると実感出来るよう養育していきます。愛されている事を実感する事で自己肯定感を育み、安定した気持ちで過ごす事で自然に周りを大切に、思いやりを持てる心を育みます。

今年度は進学を考える子どもが複数人いる為、後悔の無い進路選択が出来るよう情報収集を行い、関係機関とも連携し、子ども達と一緒に動いていきます。

自立した子ども達の力になれるよう、いつでも相談出来る場所としてアフターケアにも力を入れています。職員の人材育成や資質向上が子ども達の支援の質の向上に繋がる為、援助技術の向上を目指します。

#### 重点項目

##### ① 生活支援

- ア 良好な人間関係を形成出来るよう、日常生活の中で個別ケアに力を入れ、満たされた気持ちから自然に相手を思いやる心、適切な身体的距離感、心理的距離感を身に付けられるよう支援します。
- イ 多くの体験や経験を積む機会を設け、子ども達の社会性が育まれるよう支援します。
- ウ 金銭の理解や金銭感覚が身に付くよう、買い物経験を多く持てるよう、自立プログラムを計画的に行なっていきます。
- エ 調理実習の機会を多く持ち、栄養面の知識や調理スキルが身に付けられるよう支援し、正しい食事マナーを身に付けられるよう、食育に力を入れていきます。

##### ② 学習支援、性教育の実施

- ア 小学生は個々の能力に合わせたホーム学習を行い、学習の定着と向上を目指します。面談や学校の宿題を通し、学力の把握を行います。
- イ 中学生は通塾し、塾を活用しつつ受験対策を行っていきます。
- ウ 性教育については、不確かな情報ではなく、正しい知識や関心を持てるように発達に応じた性教育を実施します。

##### ③ 関係機関との連携

- ア 法人内での報連相を速やかに行います。
- イ 児童相談所と情報を共有し、児童のアセスメントと自立支援計画書を元に、状況に合わせた的確な支援を心掛け、定期的な心理面接を実施し子どもの内面の把握にも努めていきます。
- ウ 学校との連携を大切に、学校行事の手伝いを積極的に行い、子どもの心身の成長を一緒に見守っていきます。

## 地域における取り組み

### ① 地域貢献

- ア 地域で企画されている行事に積極的に参加し、地域との交流を深めます。
- イ 地域の清掃活動に子ども達と一緒に参加し、子ども自身が地域に根付いていけるよう働きかけ、地域との繋がりを深めます。
- ウ 近隣住民と円滑な関係を築けるよう、日常的な挨拶や交流を心掛けます。

### ② 各種連絡協議会への参加

- ア 地区の連絡協議会に参加し、情報の収集に努めます。
- イ 児童母子協議会に参加し、情報の収集に努めます。

## 4 地域小規模児童養護施設 東有馬叶芽ホーム

昨年度 4 月に開所し、地域の方々を始め、他の地域小規模や本体施設、隣接する自立援助ホーム大志と連携、協力をいただきながら生活を送ることができました。今年度は小学 2 年生から高校 3 年生までの子どもが生活しています。中学 3 年生、高校 3 年生の子どもたちは進学、就職・自立に向けての大切な 1 年になる為、一緒に考え悩みながらも、最後には自信を持って前に進むことができるよう支援していきたいと思えます。

子どもたち一人ひとりが生活の中で将来への目標を見つけ、困難に立ち向かう力を持ち、前向きに努力できる人に成長していけるよう支援していきます。その為に職員は子どもたちの手本となる姿を見せ、ホームで安心して温かく思いやりを持った生活できる環境・関係性作りを行っていきます。

### 重点項目

#### ① 生活支援

- ア 良好な人間関係を形成出来るよう、日常生活の中での治療的養育や個別ケアを通し、相手を思いやる心や、適切な身体的・心理的距離感を身に付けられるよう支援します。
- イ 生活の中でのコミュニケーションを大切にしたり関わりを行います。また、ホーム会議、安心安全チェックリストを通して子どもが意見表明できる機会を保障し、子どもが主体となり、安心して生活できる支援を行ないます。
- ウ 地域との関わりを通して社会性を育み、周りの人から愛される人格形成を目指して支援します。その上で職員一人ひとりが子どもの見本となれる姿や行動を見せていきます。

#### ② 自立支援

- ア 生活に必要な基本的な知識や金銭感覚、調理や洗濯等の技術を日常生活の中で一緒に取り組みながら伝え、身に付けられるよう支援します。
- イ 外部機関を活用しての職業体験や、園内の自立に向けたプログラムを積極的に利用し、将来や退所後の生活を自分事として捉え前向きに考えていけるよう支援します。

#### ③ 学習支援・性教育の実施

- ア 宿題や定期テストに向けての学習を一緒に行い、学習状況を把握することで個人に合わせ学習と基礎学力を身に付けられるよう支援します。必要に応じて塾等の利用を検討します。
- イ 平日はホームで子ども一人ひとりの興味や必要に合わせたドリルを用意し、学習を行うことで前向きに学習に取り組める環境と、日々の学習習慣の定着を図ります。
- ウ 関係機関と連携し、正しい知識や関心を持てるように発達に応じた性教育を実施し、職員も性教育に必要な知識の習得を行います。

#### ④ 他機関との連携

- ア 教育機関と細やかな情報共有を実施し、一体となった支援を目指します。
- イ 児童相談所と子ども一人ひとりの家庭状況、発達状況、課題等の情報を共有し、定期的な心理面接、自立支援計画の見直しを実施し、連携を図ります。
- ウ 隣接する「自立援助ホーム大志」や本体施設、他の地域小規模との連携を実施します。

### 地域における取り組み

#### ① 地域貢献

- ア 地域で行われる文化・スポーツ行事に参加する機会を持てるよう取り組み、子ども文化センターや地域のお祭り行事に積極的に参加することで地域との交流を深めます。
- イ 地域の清掃活動に子どもと一緒に参加します。活動に参加することで ホーム・子ども自身が地域との繋がりを深め、地域に根付くことで共生を図ります。
- ウ 学校での PTA 活動やボランティア活動に積極的に参加し、地域で暮らす方との繋がりを学校との連携を強化します。

#### ② 各連絡協議会への参加

- ア 地域の連絡協議会に参加し、情報の収集に努めます。
- イ 児童母子協議会に参加し、情報収集に努めます。

## 5 川崎児童自立援助ホーム 大志

令和6年3月に川崎市宮前区に移転を致しました。本体施設及び地域小規模ホームとの連携をより深めながら、川崎市の自立援助ホームとして強化していきたいと思っております。

ひとりひとりのニーズに合わせながら、就労支援・就学支援・精神的なサポートを行ってまいります。状況によっては、病院・学校・就労先・関係機関との連携を密にし、納得してもらえるように丁寧な説明をしてまいります。職員面談では、短期目標・中期目標・長期目標を一緒に考えて自分で記載をしてまいります。退所後困る事を見据え、職員側からの視点を伝え、課題として捉えてもらえるように話をしていきます。毎月行われるホーム会議・心理士巡回の安心安全チェックで、ホーム内外にて、安心して安全な生活が送れるように支援してまいります。

退所後も、継続的な支援を実施して、誕生日のお祝いや寄付物品の受け渡し等、連絡の取れる28名には定期的な相談援助を実施してまいります。

### 重点項目

#### ① 生活支援

- ア 一般常識と基本的な生活習慣を身につけられるよう支援します。
- イ 健康管理・金銭管理に関する助言、指導を行います。
- ウ 快適な環境を整備、こども自身による整理整頓意識向上に向け支援します。
- エ 月一回行われるホーム会議・安心安全チェックで課題を共有し解決・実施に繋がります。

#### ② 就労・就学支援

- ア 若年労働・低学歴労働者の就労は困難なため、関係機関と連携して就労先の確保ができるように、周辺の企業等に働きかけます。
- イ 就労への取り組み姿勢や職場の対人関係等、就労に関する相談に対応します。
- ウ 進学を目指すこどもには、塾や奨学金を検討し、進学幅を広げてまいります。

#### ③ 自立支援

- ア 入居児・年度当初のホーム長面接にて、自己目標設定・確認シートを用い、自立に向けた目標の確認を行います。
- イ 定期的な職員面談を実施し、短期目標・中期目標・長期目標を記載し、振り返りを実施しながら、課題の抽出をしてまいります。
- ウ 退所の見込みができた時点で、住居の確保、退所後の支援体制について、関係機関等を交えて確認します。
- エ 自立支援担当職員の配置し、施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後自立に向けた支援を強化してまいります。
- オ 一定期間一人暮らし又は少人数での共同生活を体験することにより、社会的自立の促進を図るため自立生活支援事業を活用します。

④ 他機関との連携

ア 法人内連携

イ 児童への適切な支援につなげられるよう、児童相談所を始め、福祉事務所、司法、医療機関、学校、就労先等との連携を図ります。

ウ 全国自立援助ホーム大会・南関東自立援助ホームブロック研修・神奈川県自立援助ホーム協議会に参加します。

地域における取組み

- ① 町内会のイベントや行事へ積極的に参加
- ② 地域住民への挨拶、積極的な交流
- ③ 児童母子協議会に参加

## 6 川崎児童自立援助ホーム こもれび

川崎児童自立援助ホームこもれび」として5年目を向かえました。入所してくる利用者の半数は知的・精神の手帳を持って入所してくることから、関係機関等とより強固な連携・協働関係を構築し、利用者の一つひとつの課題（自立に向けた）の解決に向けた連携の強化に努めます。

また、退所者10名が社会の中で生活しています。退所後に就労先でのトラブルや負債を抱えて生活苦になり、法人独自の青年期事業を利用する退所者もいました。そのことを受け、アフターケアに対する考え方を改めて、必要な支援を伝えることで再スタートできるように促しを図っていきます。

ホーム内での人間関係にとどまらず、社会参加することで自己肯定感を高め、社会の一員として役割を担うことの大切さに気付けるように継続してサポートします。

### 重点項目

#### ① 生活支援

- ア 一般常識と基本的な生活習慣を身につけられるよう支援します。
- イ 健康管理・金銭管理に関する助言、指導を行います。
- ウ 快適な環境を整備、こども自身による整理整頓意識向上に向け支援します。
- エ 月一回行われるホーム会議・安心安全チェックで課題を共有し解決・実施に繋がります。

#### ② 就労・就学支援

- ア 若年労働・低学歴労働者の就労は困難なため、関係機関と連携して就労先の確保ができるように、周辺の企業等に働きかけます。
- イ 就労への取り組み姿勢や職場の対人関係等、就労に関する相談に対応します。
- ウ 進学を目指すこどもには、塾や奨学金を検討し、進学の幅を広げていきます。

#### ③ 自立支援

- ア 入居児・年度当初のホーム長面接にて、自己目標設定・確認シートを用い、自立に向けた目標の確認を行います。
- イ 定期的な職員面談を実施し、短期目標・中期目標・長期目標を記載し、振り返りを実施しながら、課題の抽出をしていきます。
- ウ 退所の見込みができた時点で、住居の確保、退所後の支援体制について、関係機関等を交えて確認します。
- エ 自立支援担当職員の配置し、施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後自立に向けた支援を強化していきます。
- オ 一定期間一人暮らし又は少人数での共同生活を体験することにより、社会的自立の促進を図るため自立生活支援事業を活用します。

④ 他機関との連携

ア 法人内連携

イ 児童への適切な支援につなげられるよう、児童相談所を始め、福祉事務所、司法、医療機関、学校、就労先等との連携を図ります。

ウ 全国自立援助ホーム大会・南関東自立援助ホームブロック研修・神奈川県自立援助ホーム協議会に参加します。

地域における取組み

- ① 町内会のイベントや行事へ積極的に参加
- ② 地域住民への挨拶、積極的な交流
- ③ 児童母子協議会に参加

## 7 まぎぬ児童家庭支援センター

まぎぬ児童家庭支援センターは、困難な状況にある地域の子育て家庭からの相談に応じ、区役所や児童相談所といった行政機関を中心に地域の様々な関係機関と連携して子育て家庭を支援しています。

コロナ禍以降、出産や産後に地域でネットワークを築けないまま子育てをし孤立している世帯や、核家族化や親族・地域との関係の希薄化により孤立している世帯、保護者自身が養育モデルを得られないまま親となり、子どもとの関わりに戸惑う世帯など、地域には様々な困り事を抱えた世帯が生活を続けています。当センターの担当地区である宮前区・高津区は中原区に次いで就学前児童数が多い地域であることを念頭に、多様化していくニーズに耳を傾け、地域における子育てを支えるために今必要とされる支援は何かを常に考えながら新たに持続可能な地域資源の開発にも力を入れていきます。

### (1) 運営事業

#### ① 相談事業

地域の子ども、家庭、関係機関からの相談に、社会福祉士・心理士・保育士が専門性を活かし相談支援を行います。電話や来所相談のみでなく、家庭訪問やオンラインを利用した面談など、利用者のニーズや状況に合わせて対応していきます。

#### ② 関係機関との連携・連絡調整

行政のみでなく学校・保育園、医療機関等と連携し、支援が必要な子どもや家庭に対し多角的な視点で支援を行います。また、地域の関係機関の見学や訪問などを行い、必要時に相談者を適切な支援機関にスムーズに繋げられるよう連携を深めます。当センターでの取り組みにおいても、積極的に持続的な広報活動を行ない、他機関に当センターを知ってもらうことでスムーズな連携が図れるよう努めます。

#### ③ 子育て短期利用事業に関する相談・調整

「川崎市子育て短期利用事業」に関して、保護者からの相談に応じ利用調整及び必要な支援を行います。利用期間中の学齢児の学校送迎や、利用者年齢・日数など、利用者のニーズや状況に応じて必要な関係機関と連携しながら弾力的に運用します。また、必要に応じて地域既存の子育てサービスを活用できるよう、保護者へ社会資源の情報提供を行います。

#### ④ 予防的支援

保護者支援では、予防的に育児負担感を相談・把握する機会として、親子が楽しみながら参加しやすいイベント「親子カフェ」、気軽に集まり保護者同士が交流しながら乳幼児を遊ばせられるフリースペース「親子広場」、子どもとの関わり方を学ぶ保護者向けグループプログラム「ペアレントトレーニング講座」を前年度に引き続き実施していきます。

子どもたちへの直接支援としては、学習・余暇・食事などができる居場所の提供を通して、子どもたちが孤立せず、困り事を相談できる第三の居場所として利用してもらえるよう関わっていきます。具体的には、施設の地域交流スペース等を活かして夏休みの日中居場所支援を実施します。また、中高生向けには趣味を通して他者交流の幅を広げる機会も提供していきます。

その他、アウトリーチ的に地域に出向き、困り感や繋がりを求める世帯をキャッチしていけるような仕組みづくりにも着手していきます。

家庭における困難さを関係機関が連携して早期発見できるよう、地域との関係づくりにも引き続き取り組みます。地域の子育てイベント等に参加・協力し、児童家庭支援センターを子育て支援の場として地域の人々に広く知ってもらう機会となるよう努めます。

#### <実施予定>

内容	(対象) 目的	頻度
親子カフェ	(保護者) リフレッシュ・交流	月1程度
親子広場	(保護者) リフレッシュ・交流	月2程度
ペアレントトレーニング講座	(保護者) 子どもとの関わりを学ぶ	年2回
夏休みフリースペース 「カムカム」	(小学生) 居場所づくり・孤立防止・交流・家庭見守り	夏休み週1程度
くつろぎルーム 「シルクポニー」	(中高生) 居場所づくり・孤立防止・交流・家庭見守り	2カ月に1回程度

#### <地域イベントへの参加予定>

(対象) 目的	内容	頻度	主な連携先
(保護者) 孤立防止・交流	プレママ・ママの会	月1回	民生委員 児童委員 区役所
(保護者) 孤立防止・交流	地域子育てフェスタ	年2回 (高津・宮前)	地域住民 区役所

#### ⑤ 地域ニーズの把握と社会資源の開発・運営

地域の民生委員、主任児童委員、行政、教育機関、福祉施設、里親関係機関等、児童分野に限らず地域の支援を担う関係機関と幅広く情報を交換し、子どもの成長や家族の変化に寄り添いながら、地域ニーズに応じた社会資源を開発し運営します。

#### (2) こども虐待防止啓発活動

- ① オレンジリボンたすきリレーへの「啓発担当」として、運営に協力します。
- ② 市内児家セン連絡会、市・区、社会福祉協議会によるイベントでの虐待防止啓発活動を行います。

## 8 児童養護施設 白山愛児園

白山愛児園家庭的養護推進計画に基づき、今年度より分園型ホームを開所します。地域小規模児童養護施設2カ所、分園1カ所になるため、本園として支援拠点機能の強化に取り組みます。また、本園の空いたユニットについては、入退所児童及び地域の子育て支援、里親レスパイト、一時保護の受け入れ等家庭支援機能を強化するため、高機能化・多機能化を目指し、取り組みます。令和8年度にもう1カ所の分園型ホームの開所に向けて準備を進めていきます。

発達や情緒面に課題をもっている子どもが多くなり、より丁寧な支援が求められています。医療機関を含め各関係機関との連携を強化していきます。

開所以来4回目の第三者評価を受審し、これまでの実践の振り返りを行うとともに、施設運営のさらなる質の向上を目指します。

### (1) 白山愛児園

#### 重点項目

#### ① 高機能化・多機能化

- ア 入所児童の家庭復帰支援に取り組みます
- イ 退所児居場所支援に取り組みます
- ウ 児童家庭支援センターなど関係機関と連携し地域の子育て支援に取り組みます
- エ 積極的な里親レスパイトの支援に取り組みます
- オ 一時保護委託児の受け入れ

#### ② 新設分園型ホーム開設プロジェクト

- ア 準備室を立ち上げます。
- イ 物件の選定・入所児童の調整・物品購入等を計画に基づいて進めます。
- ウ 多機能化・高機能化の効果及び課題を検証します。
- エ 分園型グループホーム設置の効果及び課題を検証します。
- オ 本体施設や他の小規模施設との連携体制を検討します。
- カ 人材の確保・育成に取り組みます。

#### ③ 第三者評価の受審

- ア 第三者評価を受審します
- イ 評価結果を基に次年度の事業計画に反映させます。

#### ④ 人材育成

- ア 法人の育成計画に基づき、階層別研修を2回実施します。
- イ 法人の掲げる「被措置児童等虐待ゼロ宣言」に準じて職員一人ひとりの権利意識強化に取り組みます。

## (2) 分園型ホーム いろは

### 重点項目

#### ① 子どもが安心して生活できる環境づくり

ア 月に1回ホーム会議を実施し、生活に関して子どもの意見を聞く場を設定します。日々の生活の中でも、子どもの話を聞けるように関係を築きます。

イ 子どもと一緒に居心地よく安心して過ごせる生活空間を考え、子どもと職員で協力して整備します。

ウ 子ども達から挙げた要望や興味関心のある事に対して検討し、体験・経験する機会を設けます。

#### ② 自立支援

ア 日常生活の中でお手伝いや自立する際のイメージや知識、スキルとして身につくように支援します。

イ 社会的養護自立支援事業や各関係機関と連携し、入所中にできる支援に取り組むと共に、退所後に子どもが相談・活用できるように関係づくりに取り組んでいきます。

### 地域における取り組み

① 近隣住民と適切な関係を築けるように交流・挨拶を励行

② 地域行事等に積極的に参加・協力

③ 学区内の教育機関との連携

## 9 地域小規模児童養護施設 結

今年度、高校に進学した子どもが2名、大学に進学した子どもが1名在籍しております。新しい環境に慣れ、楽しい学校生活を送れるようにフォローしていきます。また、中学3年生の児童も1人居ますので、卒業後の進路を選択していくこととなります。施設内では学習支援員をはじめとした専門職と連携し、施設外では学校や児童相談所と連携しながら、子どもに合った選択を出来るよう、支援していきます。

幼児から大学生と幅広い年齢の子どもが生活している結ホームですが、子どもも職員もお互いを認め合える、ぬくもりのあるホームでありたいと思います。

### 重点項目

#### ① 子どもが安心して生活できる環境づくり

- ア 月に1回ホーム会議を実施し、生活全般に関して子どもの意見を聞く場を設定します。日々の生活の中でも、子どもの話を聞けるように関係を築いていきます。
- イ 居心地良く、安心して過ごせる住環境を考え、子どもと職員で協力して整備していきます。

#### ② 将来への見通しを持てる自立支援

- ア 子どもの年齢や発達に合わせて、家事を中心とした、生活する力を身に付けられるよう支援します。掃除や洗濯など、職員が行う姿を見せる、一緒に行く、見守る、促すと段階を踏んで、伝えていきます。
- イ 子どもが主体となって1年間の目標設定をすること、学校での面談等、将来のことや進路について考える場面や、日々の会話の中で、子どもの持つ将来へのイメージを把握します。  
必要に応じて、職業体験やアルバイトなど、イメージを具体的に持てるような活動を提案します。

#### ③ アフターケア

- ア 退所児童と定期的に連絡をとり、退所後の生活の様子や仕事・育児等での困り感を聞きます。
- イ 退所児童をホームに招くことや一緒に出掛ける機会を設けるなど相談しやすい環境づくりを努めます。
- ウ 定期的に退所児宅を訪問し、生活の様子を把握し、必要に応じて家事の手伝いや金銭管理のフォローを行います。

## 地域における取り組み

### ① 学校や児童相談所等の関係機関との連携

ア 面談や日々の連絡帳・電話でのやり取りを通して、子どもの情報共有を行います。必要に応じてカンファレンスを設定し、関係者間で子どもの情報を共有するとともに、必要な支援を考えます。

イ 学習面や授業での困り感を把握するとともに、学校や児童相談所、医療機関など関係機関と連携し、必要に応じた支援に繋がります。学習支援員と連携し子どもの学習支援に努めます。

ウ 学校行事や懇談会、PTA 委員会、ボランティア活動等に参加し、学校関係者・保護者との交流を図ります。

### ② 地域活動への参加

ア 月に1回行われている防犯パトロールに参加し、地域の安全強化に努めます。

イ 地域の防災訓練や近隣公園の草むしりなどに積極的に参加します。

ウ 学校での行事や委員会、地域のお祭りや自治会活動に参加し、地域の方と交流を深めます。

## 10 地域小規模児童養護施設 紬

昨年度初めて退所児童を送り出しました。今年度も新たに 1 名の退所予定の児童がいる他、その他の入所児童に関しても高校 2 年生 2 名、中学 3 年生 1 名、小学 5 年生 1 名と高学年の児童が多い構成となっています。卒園予定の児童に対しては、退所してからの学校生活と一人での生活、アルバイトとの両立をイメージして必要な課題を明確化した上で、クリアできる様支援していきます。

進路選択をしていく高校生や中学 3 年に対しては、自分の将来の姿をイメージしながら、どんな進路選択をしたいのか一緒になって考える時間を多く設けていきたいと考えています。

また、年齢が異なることで各々の時間や、園外での活動がメインとなっていますが、子ども達にとって落ち着いて過ごせる場所となるよう、常に温かく「おかえり」と迎えられる環境作りをしていきます。

### 重点項目

#### ① 自立支援

ア 日常的に料理や掃除、ゴミ捨て等と一緒に取り組むことで自立した際の知識やスキルとして身につくように支援します。

イ 自立が近い児童に対しては、より明確な目標設定を行い退所までに必要な手順を踏んでいきます。

ウ 早期に社会的養護自立支援事業と繋ぎ、入所中にできる支援に取り組むと共に、退所後に児童が相談できる機関として活用できるように関係づくりに取り組んでいきます。

#### ② 自己の目標や関心事に向き合い前向きに取り組める支援

ア 子どもが意見表明できる場を大切に、子ども会議や個々の関わりの中で現在 興味がある事や、頑張りたいことを聞き取ります。

イ 子どもから挙げた要望や、興味関心のある事に対して具体的に深めたり広げたりする為にできる事を検討し、機会を提供する事で一步踏み出すきっかけ作りとします。

ウ ホーム外に出る機会を増やし、様々な経験を積めるようにします。

### 地域における取り組み

#### ① 地域行事・イベントの参加

回覧板や地域活動を把握し参加可能なものに関しては子どもも一緒となり参加します。

#### ② 公園掃除・ゴミ捨て場の掃除への参加

月 2 回実施される公園掃除に積極的に参加します。休日には子どもの参加も促し、地域の方と交流の機会とします。

#### ③ 夏祭り・バザーなど町内活動での店舗担当の実施

昨年度は夏祭りの店舗手伝いに加え新たにバザーにも出店しました。今年度は毎年参加している夏祭りに店舗責任者として出店する他、昨年同様バザーにも参加し地域の一員として盛り上げていきます

## 11 はくさん児童家庭支援センター

はくさん児童家庭支援センターでは、保護者の方の育児負担・不安、子どもの発達の偏りから生じる様々な課題、親子関係の不和等、幅広く複雑化された相談内容に対し、一つ一つ丁寧にお話を聞くことを心掛け、SVなどを受けながら多角的な視点で支援を考え、実施しています。

これまでの積み重ねてきた事業を安定して運営するとともに、積極的に地域に出向き、支援機関とより顔の見える関係を築くことや、まだ当所を知らない、支援を必要とされている方に支援を届けることが出来るセンターを目指します。

### (1) 運営事業

#### ① 相談事業

利用者のニーズや状況に合わせた方法で家庭や地域、他機関からの相談に対する支援を行います。相談員、心理士が専門性を生かした丁寧なアセスメントを心掛け、適宜SVを受けながらそれぞれの子どもや家庭に合わせた支援を計画し、対応していきます。

#### ② 関係機関との連携・連絡調整

子どもや家庭に対して迅速かつ的確に支援を行なうために関係機関との連携を緊密に図ります。また、近隣の子育て支援機関への見学や訪問などを行い、地域の子育て支援機関の情報を掴み、他機関にも当センターの業務内容を知ってもらうことで、必要な人に必要な支援が届けられる地域のネットワーク作りを目指します。

#### ③ 子育て短期利用事業の利用調整および相談援助

単親世帯、多子世帯、保護者の疾病、子どもの発達の偏り、親子関係不調など保護者の困り感が複雑、多岐に渡っています。利用希望者も多く、発達特性や個別の配慮が必要な子どものニーズも増加しており、現行の制度では課題が多くある現状です。その中で、ユニット職員と連携を取りながら、安全第一にお預かりします。保護者の子育て負担軽減のためには、子育て短期利用事業だけでなく、相談支援などの他事業とも組み合わせながら支援を行います。

#### ④ 地域のニーズに応じた子育て支援事業

ア 乳幼児の子育て相談支援・フリースペースを提供します。

○子育てスペース・ママン（毎月2回・10時～12時）の開催

- ・区の栄養士や保健師、保育士を講師としたミニ講座の計画・実施
- ・親子コンサートの開催（年2回）

イ 相談対応ケースの内、支援計画の作成、会議等でグループへの参加が課題解決に効果的と判断したケースに対して、小・中学生のグループ活動「はお」を行います。

対象

- ① 保護者に時間的、精神的、経済的に余裕がなく一般的に子どもが経験できる活動や余暇体験が得にくい環境にある子ども
- ② 子どもに発達特性等があり、学校等の集団生活で課題があるもので、小集団での関わりによるコミュニケーションスキルの獲得、子どもの特性の把握、自己理解が期待される子ども

③ 登校渋り、不登校、母子分離不安等があり、社会とのつながりが乏しい、地域での居場所を求めている子ども

- ・小学生「はお」（月3～4回程度、水 放課後）
- ・中学生「はお」（月1回 土日祝）
- ・季刊イベント「はおハオ」（夏）「愛児園祭り」（10月）
- 「はお×オリンピック」（冬）「クリスマス会」（12月）「卒業と進級を祝う会」（3月）
- ・「はお」保護者の集い（年1回～）

ウ 発達が気になるお子さんを支える保護者のための講座を開催します。地域で活動されている支援者や保護者を講師として招き、子育て支援の一助とします。

- ・親オヤ講座の開催（年6～7回程度、対面での実施）

エ ペアレントトレーニングを開催します。（年1～2回、来所とオンラインでの実施、外部講師予定）

オ 出張相談（月1回）

地域子育て支援センター、こども文化センター、区役所等の連携し、出張相談の機会を設け、当所への来所が難しい方にも継続した支援の提供を目指す。

#### ⑤ 広報・啓発活動

ア 関係機関へ訪問し、広報、啓発活動を行います。

イ 公式LINEアカウント、インスタグラムの運営で活動の広報や、子育てに関する情報提供を実施します。

ウ 地域のお祭り等へ積極的に参加します。（子育てフェスタ、福祉祭り）

#### ⑥ 関係機関等主催の研修会への参加

### (2) こども虐待防止啓発活動

① オレンジリボンたすきりレーへの「啓発担当」として、運営に協力します。

② 市内児家セン連絡会、市・区、社会福祉協議会によるイベントでの虐待防止啓発活動を行います。

## 在籍児童

別紙 1

### 【川崎愛児園拠点】

児童養護施設 川崎愛児園

令和7年4月1日予定(定員40名 在籍37名)

学年	3歳	年少	年中	年長	小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	2	3	合計
男	0	0	0	1	2	2	2	1	1	1	0	2	0	1	3	2	17
女	1	0	3	2	0	0	1	2	2	0	2	1	2	2	0	2	20
計	1	0	3	2	2	2	3	3	3	1	2	3	2	3	3	4	37

地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム

令和7年4月1日予定(定員6名 在籍5名)

学年	小2	4	中2	19歳	合計
男	1	0	1	0	2
女	1	1	0	1	3
計	2	1	1	1	5

地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム

令和7年4月1日予定(定員6名 在籍6名)

学年	小6	中1	3	高3	合計
女	2	1	2	1	6
計	2	1	2	1	6

地域小規模児童養護施設 東有馬叶芽ホーム

令和7年4月1日予定(定員6名 在籍6名)

学年	小2	4	6	高1	2	3	合計
男	1	0	0	0	0	0	1
女	0	1	1	1	1	1	5
計	1	1	1	1	1	1	6

川崎児童自立援助ホーム 大志

令和7年4月1日予定(定員6名 在籍6名)

年齢	17歳	18歳	19歳	合計
女	2	3	1	6
計	2	3	1	6

川崎児童自立援助ホーム こもれび

令和7年4月1日予定(定員6名 在籍5名)

年齢	16歳	18歳	19歳	合計
男	1	1	3	5
計	1	1	3	5

## 【白山愛児園拠点】

児童養護施設 白山愛児園

令和7年4月1日予定(定員30名 在籍27名)

学年	年少	年長	小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	2	その他	合計
男	0	2	1	0	1	1	1	0	0	1	0	1	0	0	8
女	1	0	2	2	0	1	1	2	2	2	1	2	2	1	19
計	1	2	3	2	1	2	2	2	2	3	1	3	2	1	27

地域小規模児童養護施設 結

令和7年4月1日予定(定員6名 在籍6名)

学年	年中	小4	中2	高1	その他	合計
男	0	1	1	0	1	3
女	1	0	0	2	0	3
計	1	1	1	2	1	6

地域小規模児童養護施設 紬

令和7年4月1日予定(定員6 在籍5名)

学年	小4	中2	高2	その他	合計
男	1	1	1	0	3
女	0	0	1	1	2
計	1	1	2	1	5

【川崎愛児園拠点】

児童養護施設 川崎愛児園

令和7年4月1日予定

職種	施設長	事務員	個別対応職員	家庭支援専門相談員	自立支援担当職員	栄養士	調理員等	看護師	嘱託医	心理療法担当職員	里親支援専門相談員	保育士・指導員	地域コーディネーター	非常勤職員	合計
国	1	1	1	2	1		4	1	1	2	1	17			32
市						1						19	1		21
施														2	2
計	1	1	1	2	1	1	4	1	1	2	1	36	1	2	55

地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム

令和7年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	3.5	0.5	4

地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム

令和7年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	4.5	0.5	5

地域小規模児童養護施設 東有馬叶芽ホーム

令和7年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	3.5	0.5	4

川崎児童自立援助ホーム 大志

令和7年4月1日予定

職種	国	市	計
自立支援担当職員	1	0	1
保育士・指導員	2.5	0.5	3
個別対応職員	1	0	1
計	4.5	0.5	5

川崎児童自立援助ホーム こもれび

令和7年4月1日予定

職種	国	市	計
自立支援担当職員	1	0	1
保育士・指導員	2.5	0.5	3
個別対応職員	1	0	1
計	4.5	0.5	5

まぎぬ児童家庭支援センター

令和7年4月1日予定

	相談員	心理士	計
国	2	1	3

【白山愛児園拠点】

児童養護施設 白山愛児園

令和7年4月1日予定

職種	施設長	事務員	個別対応職員	家庭支援専門相談員	調理員等	嘱託医	心理療法担当職員	里親支援専門相談員	保育士・指導員	地域コーディネーター	非常勤看護師	合計
国	1	1	1	2	4	1	2	1	14			27
市									10	1		11
施											1	1
計	1	1	1	2	4	1	2	1	24	1	1	39

地域小規模児童養護施設 結

令和7年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	3.5	0.5	4

地域小規模児童養護施設 紬

令和7年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	3.5	0.5	4

はくさん児童家庭支援センター

令和7年4月1日予定

	相談員	相談員(非)	心理士	計
国	2		1	3
施		1		1
計	2	1	1	4

## 原則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員（以下、『私たち』という。）は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

## 使命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り育てる責務があります。私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

## 倫理綱領

### 1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

### 2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

### 3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

### 4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にされた支援をおこないます

関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。

### 5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。

### 6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

### 7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。

### 8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます

児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

### 9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

### 10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

### ・ 児童養護施設倫理綱領

児童養護施設職員倫理綱領を理解して行動します。

### ・ 児童養護施設運営指針

児童養護施設の運営指針を理解し行動します。

### ・ 児童虐待防止

被措置児童虐待防止ガイドラインを理解し行動します。

施設で生活を共にする、こどもや職員による虐待を防ぎ安心安全な生活を保障します。

また、関係者らと連携して児童虐待防止の取り組みをします。

### ・ 家庭環境調整

家庭との調整においては、児童相談所との連携に関するガイドラインを理解し実施します。

### ・ 人権・権利擁護・差別の禁止

利用者の尊厳を守り、一人の人間としての生活を支えるため、その人権・権利擁護に努めます。

また、性別、宗教、国籍、身体的事情等による差別を行いません。

### ・ 養育の質の向上と人材育成

高度な知識や技術の習得・実践に努め、より質の高い養育を目指します。

また、専門性を確保するための人材の育成に努めます。

### ・ 自立支援

こどもの意志を尊重した相談指導を行い、その人らしい生活ができるよう支援をします。

### ・ リスクマネジメント

日頃から危険な行為及び危険な個所をチェックし安全管理に努めます。

### ・ 環境整備・美化

こどもたちと明るい環境で快適に過ごせるよう整備・美化に努めます。また設備・備品を大切にします。

### ・ 地域との共生

支援が必要と思われるこども・子育て中の家庭に対し各関係機関・団体はもとより、地域の方々とともにネットワークの構築に努め、将来を担うこどもたちを支えます。

### ・ 地域交流

地域ニーズを的確に捉え、専門的知識・技術を提供します。また地域のイベント等へ積極的に参加し地域社会との交流を深め地域の一員として活動します。

### ・ 災害への対応

災害に備え訓練、備蓄を行い、地域と連携して可能な限り支援活動に努めます。

### ・ 法令遵守

関係法令や諸規定の内容と精神を理解し、遵守します。

### ・ 個人情報保護と情報の発信・開示

個人情報を適切に取り扱います。また、必要な情報を発信・開示します。

### ・ 自己研鑽

仕事を通じて、自己実現のために目標を掲げて自己研鑽に努めます。

- **相互協力と業務遂行**

職員相互が目的・情報を共有し、リーダーシップ・メンバーシップを発揮し、活力と和を大切にした環境づくりに努め、効果的な業務遂行を心がけます。

- **改善意識**

施設運営や事業・業務に関し、積極的に改善・改革について意見や希望を発信し、企画立案に参加します。